

第23回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成20年9月25日（木）18:30～
場所 道庁赤レンガ庁舎2階1号会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 道民提案の検討・整理状況について
- (2) 道民提案の状況（第3回答申後）について
- (3) 道民提案（追加分）の第1次整理について
- (4) 今後の審議について
- (5) 次回（第24回）委員会について
- (6) その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料1 地域意見交換会の開催結果
- 資料2 道州制特区提案の状況
- 資料3 パブリックコメント及び市町村意見聴取の状況
- 資料4 道民提案の検討・整理状況
- 資料5 道民提案の状況（第3回答申後）
- 資料6 道民提案（追加分）の実現手法等に関する整理一覧表

第23回北海道道州制特区提案検討委員会出席者名簿

【委 員】

	氏 名	職 業
会長	井上久志	北海道大学大学院経済学研究科長
副会長	五十嵐智嘉子	(社) 北海道総合調査研究会常務理事
委員	福士明	札幌大学法学部教授
委員	山本光子	(株)電通北海道プランニングディレクター

【事務局】

氏 名	役 職
川城邦彦	北海道企画振興部地域主権局 局長
出光英哉	同 局次長
志田文毅	同 参事
渡辺明彦	同 参事

道州制特区提案検討委員会地域意見交換会の開催結果について

1 目的

道州制特区提案について、さらなる制度の活用と道民への一層の啓発のため、委員が地域に出向き道民と意見交換することとする。

2 主催

北海道

3 日時

平成20年9月1日（月） 13：30～15：30

4 場所

釧路市交流プラザ さいわい 小ホール

5 出席者等

(1) 委員

・井上 久志（道州制特区提案検討委員会会長）
・宮田 昌利（同 委員）

(2) 意見聴取者

・三膳 時子（NPO 法人霧多布湿原トラスト理事長）
・近藤 信治（株式会社 釧路丸水代表取締役）
・乗山 徹（くしろ複合観光・ゲーミング誘致研究会事務局長）

(3) 事務局

・川城 邦彦（企画振興部地域主権局長）
・出光 英哉（企画振興部地域主権局次長）

6 主な意見

【道州制特区提案へのヒント】

- ・ 北海道はエネルギーの宝庫。バイオマス、太陽光、石炭など資源はたくさんあるのに方針がわからなくてとまどっている状態。特区を使って利点を伸ばすことが必要
- ・ 道民からの提案だけだと小粒になってしまう懸念
- ・ エコツアーなどにおいて、公共交通機関が少ないので、宿の車で空港などの送迎をしようとしても道路運送法の規定に引っかかる。
- ・ 修学旅行生を受け入れ事業で民泊するときに台所と居間の区別が必要であるなど規定が細かい。
- ・ カジノを北海道に作るとしたら、景色のいい場所が望ましく、その場合、国立公園内がいい。世界の富裕層を狙うものにしたい。
- ・ 湿原トラスト運動をしているが、購入した土地に税金がかかっている。地域に貢献している活動は免税に出来ないものか？
- ・ 霧多布湿原の展望台の木が伸びて湿原全体が見渡せなくなってしまった。ちょっとだけ切りたいのだが、法令の規定により手がつけられないそうだ。

【道州制特区がもっと根付くための方策】

- ・ 普通に暮らしている人にとっては何が問題になっているのかわからないことがほとんどで、何かをして初めて「壁」にぶつかることが多い
- ・ 海外、国内の先進事例を特区で取り入れることはどうか

道州制特区提案の状況

第1回提案 (H19.12.19提案、H20.3.21閣議決定)

権限 移譲	税 財源	関与 廃止	条例 範囲 拡大	その他 法令の 制改 定廃
----------	---------	----------	----------------	------------------------

国への 提案時期等

地 域 医 療	札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更	20年度中の法令改正により届出廃止	H19/10/3 第1回答申
	労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大	19年12月の政令改正により全国で実現済	H19/12/12 道議会議決
	地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大	北海道のニーズを見極めつつ継続検討	H19/12/19 国へ正式提案
食の 安全・安心	JAS法に基づく監督権限の移譲	20年度中の政令改正により全国で実現	H20/2/14 [国] 参与会議
	水道法に基づく監督権限の移譲	20年度中の法令改正により21年度移譲 財源移譲について(は)概算要求までに検討	H20/3/21 [国] 推進本部
くらしの 安全・安心			H20/3/21 [国] 基本方針変 更の閣議決定

第2回提案 (H20.3.31提案)

環 境	国土利用の規制権限等の移譲	○ ○			
	人工林資源の一体的な管理体制の構築	○		○	
	森林関係審議会の統合	○		○	
	廃棄物処理法に基づく権限の移譲	○		○	
觀 光	特定免税店制度の創設		○		○
	国際観光振興業務特別地区の設定		○		○
	企業立地促進法に基づく権限の移譲	○ ○	○ ○		
	外国人材受入れの促進				○
	地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大	○	○		
地方自治	町内会事業法人制度の創設			○ ○	
	法定受託事務の自治事務化		○		
地域再生					

第3回提案予定

地方自治	国、道、市町村の役割分担の整理	維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止	○			
	道道管理権限の町村への移譲		○			
	支え合いによる地域社会づくり					
地域再生	福祉運送サービスに係る規制緩和			○		
	コミュニティハウスの制度創設				○	
	道州制に向けた強い自治体づくり		○		○	
	指定都市等の要件設定権限の移譲					

北海道から道州制特区緊急提案に係る対応について【総括表】
 (○は道州制特別区域基本方針の改正を行うもの)

提 案 項 目		内閣官房副長官補室	
No	主な関係省庁	対 応	対 応
(1) 学則変更届出先の知事への変更	文部科学省 厚生労働省	政令改正で措置 (札幌医科大学医学部の定員増に係る学則変更の届出を不要とする)	
(2) 労働者派遣法に基づく 医師派遣地域の拡大	厚生労働省	政令改正で全国的に措置済	
3 地方公務員派遣法に基づく 医師派遣先の拡大	総務省		北海道の具体的なニーズを見極めつつ、 現行制度の最大限活用を含め継続検討
(4) JAS法に基づく監督権限の移譲 (財源移譲を要望)	農林水産省		政令改正で全国的に都道府県業者への 措置命令権限を移譲(※1)
(5) 水道法に基づく監督権限の移譲 (財源移譲を要望)	厚生労働省		法令改正で措置(※2)

※1 全国展開があるので道州制特区による財源移譲の対象外。

※2 財源移譲については、平成21年度概算要求までに検討。

(様式第2号 道民意見提出手続の意見募集結果)

道州制特区推進法に基づく国への新たな提案(骨子)についての意見募集結果

平成20年9月 日

道州制特区推進法に基づく国への新たな提案(骨子)について、道民意見提出手続により意見を募集したところ、1件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりであり、皆様のご意見を参考しながら案を取りまとめ、第3回定例道議会にお諮りし、ご審議を経て議決をいただいた上で、国への新たな提案を行います。

意見の概要	意見に対する道の考え方
提案項目「福祉運送サービスに係る規制緩和」関連	
○ 要介護者や身体障害者に広く意見を求め、できる限りのサービスを現状の法律の枠より広げることに対しては「実情」にあわせるのが最善であり、実行し検証することは大事である。但し、タクシー業界も同じ人として安全を運ぶという使命や、それに対する国土交通省からの指導監査は、非常に当たり前のことだが厳しいものがある。現在福祉運送サービスでの重大事故はあまり報道や告知はないが、補償という切り口や運送距離が伸びることへのドライバーや車両の点検など、人への安全について法整備も含め議論すべきと考える。	○ 今回の提案の趣旨は、ご理解いただいているとおり、福祉運送サービスについて地域の実情にあわせた運用ができないかという道民のアイデアに基づくものです。本提案が求める着地・発地とも運送区域外となる運行は、あくまで希な事例であり、この提案が認められることで、直ちに運送距離が伸びて、運転者や車両に影響を及ぼすものとは考えておりません。しかしながら、人への安全という点については重要な事柄でありますので、本提案の実現に向けて今後行われる道議会での議論や国との協議などを通じて、必要な検討や議論をして参りたいと考えております。

道州制特別区域基本方針の変更についての提案に対する市町村からの意見と道の考え方

【維持管理費に係る国直轄負担金制度の廃止】

支庁名	市町村名	意 見	意見に対する道の考え方
後志	神恵内村	国直轄道路維持管理費は、本来管理主体である国が全額負担すべきであり、国と地方の役割分担を明確化すべきであることは、十分理解できますが、国としても限られた予算から必要な事業を進めることとなるため、高速幹線道路網を含め現状で整備不足である北海道開発の進ちょく遅延や道路維持事業の停滞を懸念するものです。	道路や河川の整備等、北海道開発の推進については、引き続き国に働きかけて参る考えです。
空知	南幌町	施設の維持管理費については、国の全額負担だが、維持管理に伴う権限・財源の全てを北海道（広域自治体）に移譲することを提案すべきと考える。	将来的な道州制の導入に当たっては、国、道州、基礎自治体の役割分担の見直しがなされ、それぞれの役割に応じた権限と財源が配分されるよう国に働きかけるなどして参りたいと考えます。

【道道管理権限の町村への移譲】

支庁名	市町村名	意 見	意見に対する道の考え方
渡島	北斗市	従前のとおり、道の責任において管理すべきだ。	現行の道路法においては、道道の管理権限を市には移譲できるとする規定はありますが、町村についてはそのような規定は設けられていません。このため、移譲を希望する町村から、市と同様に移譲できるようにする規定を整備するよう提案があったものであり、今回の提案は、道内の町村に対して道道の管理権限を一律、全面的に移譲しようとするものではなく、あくまでも道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能とする規定を整備しようという趣旨です。
渡島	長万部町	住民の間で管理者が違うことにより問題となっているのは、道路の維持管理（一部補修や草刈り等軽微なもの）と冬期間の除排雪等などが主である。よって、業務の委託とこれら維持管理の軽微なものと冬期間の除排雪等に限り、一部の管理権限を移譲する形が望ましいと考える。 その理由としては、本町の場合、大きな構造物として跨線橋を持つ道道長万部公園線や崖崩れなどが多い道道大峯双葉線があるが、交通安全上の問題や災害時の対応などの場合などを想定すると、本町の厳しい	今回の提案は、道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能にするという趣旨であり、移譲延長等についても道と町村が十分に協議をして決定することとなります。 道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。

【道道管理権限の町村への移譲（続き）】

支庁名	市町村名	意 見	意見に対する道の考え方
渡島	長万部町 (続き)	<p>財政状況を考慮したうえで、全面的な管理権限移譲は荷が重すぎると思われるからである。</p> <p>住民のニーズに応えるという意味では、以上のような方法が現時点では最適策と考える。</p> <p>以上のとおり、財政基盤の弱い自治体が、全てを管理することは予算規模からしても困難が予想されるため、住民ニーズに応える部分のみ移譲する方法を望むものである。</p>	
檜山	せたな町	道道と町道を町村が一体的に管理することにより、冬期間の除・排雪が迅速かつ的確に行えると思うが、管理権限の移譲については、それに見合う財政的な措置が必要と考える。	<p>道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。</p>
後志	寿都町	道道管理権限の町村への移譲について、現在、道道状況は2次改修が必要な箇所が見受けられ、これらの改修が完了後に移譲すべきであり、また、本町においては財政難な事から、人員確保が難しく、答申にある除排雪には相当な事業費が想定され、これらの管理に必要な人員及び費用が確保できるかが課題である。	<p>今回の提案は、道内の町村に対して道道の管理権限を一律、全面的に移譲しようとするものではなく、あくまでも道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能とする規定を整備しようという趣旨です。</p> <p>道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、人件費も含め、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。</p> <p>また、人材の確保が困難な場合は、道と町村が協議して、道からの人的支援についても対応を検討します。</p>
後志	黒松内町	<p>厳しい財政運営を余儀なくされ、人員削減など経費節減に取組む中で、小規模自治体では、広域連合など創意工夫して権限移譲の受け皿を整備しながらも、そこで権限移譲を受けることのできない事務事業もあり、広域的に一元管理することが効率的でない道道の管理などは正にそれに当たります。</p> <p>道道管理権限の町村への移譲に当たっては、強制的、画一的に行うのではなく、町村が望んだ場合、その移譲範囲も全面だけに限らず、一部移譲なども含め、町村の判断が十分に反映される仕組みづくりが必要です。</p>	<p>今回の提案は、道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能にするという趣旨であり、移譲延長等についても道と町村が十分に協議をして決定することとなります。</p> <p>道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、人件費も含め、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。</p> <p>また、人材の確保が困難な場合は、道と町村が協議して、道からの人的支援についても対応を検討します。</p>

【道道管理権限の町村への移譲（続き）】

支庁名	市町村名	意 見	意見に対する道の考え方
空知	南幌町	管理権限は、単に除雪だけに限らず、補修や防災時の通行等生活の多面にわたることから、住民に身近な生活道路に関しては、管理権限・財源を含めて全て市町村（基礎自治体）に権限委譲することを求めるべきと考える。	今回の提案は、現行道路法ではできない町村への管理権限の移譲を可能にしようという趣旨であり、権限移譲についてはあくまでも希望する町村に限りたいと考えています。 道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。
空知	長沼町	権限の移譲に伴う、事務相応の権限移譲事務交付金がある旨を、明記して頂きたい。	道道管理の財源は、権限移譲交付金ではなく、地方交付税制度により、移譲される業務について、現在道に措置されている財源が、移譲を受けた町村に振り替えて措置されることとなります。
空知	秩父別町	町村が主体となって道道と町村道を一体的に管理することで、冬期間の除・排雪にあっては、より地域の実情に応じた対応が可能になると思われる。 道路の草刈についても一体的に管理することで、作業の効率化が図られるものと考えられることから、管理に必要な財源と併せて市町村への移譲を早期に実現されたい。 これと共に、道が管理する河川における堤内敷地の草刈や河道内の伐木等にあっては、地域からの要望を、市町村を通じて道の関係機関に伝え或いは提案している。 しかし、こうした堤内敷地の草刈や伐木等の業務については、市町村が地域の実情に即した管理を行う方が効率的ではないかと思われる。 このため、流域全体の河川管理については技術力を持っている道が管理をし、草刈や伐木といった管理業務の一部を市町村が担うことで、適切な河川管理が図れるものと考える。	河川法第16条の3により、草刈りや伐木などの河川の維持については、河川管理者と協議の上、市町村が行うことができるとされているところですが、貴町のご提案の趣旨を実現する際の具体的な隘路がありましたら、ご提案頂けると幸いです。
空知	月形町	道々の管理面で一番問題になるのは、冬の除雪作業であり、豪雪地帯の本町にとっては、財源措置が十分に行われないと提案にある「迅速かつ的確な対応」が仇になる可能性もあると考えます。 市街地においては除雪ではなく、排雪が必要となるため一度実施すると多額な経費が伴い、路線が増えることによって機械台数の増設も行わなければならないからです。	今回の提案は、道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能にするという趣旨であり、提案が実現した場合、権限移譲にあたっては、道と町村が十分に協議をすることとなります。 道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。

【道道管理権限の町村への移譲（続き）】

支庁名	市町村名	意 見	意見に対する道の考え方
空知	月形町 (続き)	この問題については、一律の除排雪の考え方ではなく、十分な財源措置と個別の内容協議が必要になると考えます。	
上川	剣淵町	<p>遠距離を有する幹線道路は、複数の自治体を連絡しています。</p> <p>管理移譲を受けた各自治体の財政事情によっては、夏場の路肩草刈、冬場の除・排雪などの管理基準（方法）が異なり、強いては道路利用者からのクレームなど管理上の問題が生じること予想されます。</p> <p>各自治体で受けることは、道路を分断した形での管理となりますので、移譲の際には、管理基準が異なるよう一定の基準と必要な財源措置をした中で、移譲を進められるべきものと思います。</p>	<p>今回の提案は、道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能にするという趣旨であり、提案が実現した場合、権限移譲にあたっては、道と町村が十分に協議をすることとなります。</p> <p>道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。</p>
上川	音威子府	権限の移譲については、財源の移譲と一体性を持ったものでなければならないと考えます。特に道道管理権限について。	道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。
上川	上川町	<p>国道、道道、市町村道はそれぞれ目的、機能、構造が違っている。管理者の管理状態によって道路状況が大きく違うことがあると指摘されているが、それは管理者が別であるのが原因ではなく、他に問題であると考えられる。当町においては、特に冬期間の除雪等については、委託及び直営も含めて対応しているが、除雪機械及び人員等を考慮するとき管理道路のこれ以上の増加には対応できない。</p>	<p>今回の提案は、道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能にするという趣旨であり、提案が実現した場合、権限移譲にあたっては、道と町村が十分に協議をすることとなります。</p> <p>道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、人件費も含め、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。</p> <p>また、人材の確保が困難な場合は、道と町村が協議して、道からの人的支援についても対応を検討します。</p>
留萌	初山別村	道道管理権限の町村への移譲について、自治体では、安全で快適な道路管理を行うために厳しい予算の中から管理費用を捻出しているため、安易な権限移譲は行わないようにしていただきたい。	今回の提案は、道内の町村に対して道道の管理権限を一律、全面的に移譲しようとするものではなく、あくまでも道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能とする規定を整備しようという趣旨です。

【道道管理権限の町村への移譲（続き）】

支庁名	市町村名	意 見	意見に対する道の考え方
留萌	天塩町	<p>地方自治体の運営については、国の経済政策転換に伴う地方交付税・補助金の削減等により、極めて厳しい状況であり、このため予算・人員の削減等の財政健全化を進めているところであります。また、現在の町道管理においても、財政状況や人員削減等に伴い厳しい状況であります。このことから、道々の移譲は町村では出来ないとと思われる。現状の道管理を希望する。</p>	<p>今回の提案は、道内の町村に対して道道の管理権限を一律、全面的に移譲しようとするものではなく、あくまでも道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能とする規定を整備しようという趣旨です。</p> <p>道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、人件費も含め、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。</p> <p>また、人材の確保が困難な場合は、道と町村が協議して、道からの人的支援についても対応を検討します。</p>
宗谷	中頓別町	<p>道路法17条第2項（主旨：指定市以外の市であっても、その市の規模が大きく、都市交通的見地にたって当該市の区域内に存する国道又は都道府県道を市道とともに管理する必要があり、かつ、これらの道路を管理する能力がある場合には、道路の整備促進上適当であり、協議が成立した場合は国道、都道府県道の管理ができる。）を町村にも適用させることは、一般論として異論はない。</p> <p>ただし、道道と町村道の一体的管理の必要性の判断は町村とし、各町村の能力（財政面、管理体制面等）を考慮したうえで進められるものとしていただきたい。</p>	<p>今回の提案は、道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能にするという趣旨であり、提案が実現した場合、権限移譲にあたっては、道と町村が十分に協議をすることとなります。</p>
網走	清里町	道路の維持管理経費、改修等に要する経費等の財源も含めて移譲がなされなければ、管理は不可能である。	道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。
網走	斜里町	道道と生活路線の町道を統一的に管理することは、住民ニーズに迅速に対応できるが、管理運営するための維持費の確保もお願いしたい。	道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。
胆振	安平町	冬期間の除・排雪については、現在の体制を維持するのも苦しい状況であり、道道管理権限が移譲となった場合対応できない。国・道は現行の管理体制を堅持すべきである。	今回の提案は、道内の町村に対して道道の管理権限を一律、全面的に移譲しようとするものではなく、あくまでも道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能とする規定を整備しようという趣旨です。

【道道管理権限の町村への移譲（続き）】

支庁名	市町村名	意 見	意見に対する道の考え方
胆振	壯瞥町	<p>移譲された場合の管理経費の負担がどうなるのか明確ではないが、道路事業の経費負担については、現在、建設費から維持費の増加に推移しており、さらに町村負担の割合が増すことや職員の増員にもつながることになる。</p> <p>冬期間の除排雪に関しては、行政区域により格差が生じるものと思われ、それに関する地域住民はもとより、通行者からの指摘や苦情の問題が発生していく。</p> <p>除排雪などそれ以外の維持管理費（例 側溝の土砂上げ、草刈り、砂利敷き等）も対象なのが明確ではなく、全ての維持管理が権限移譲の対象であるのであれば、相当の経費の増加となり、単に権限移譲を受けることは困難である。</p>	<p>今回の提案は、道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能にするという趣旨であり、移譲延長等についても道と町村が十分に協議をして決定することとなります。</p> <p>道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、人件費も含め、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。</p> <p>また、人材の確保が困難な場合は、道と町村が協議して、道からの人的支援についても対応を検討します。</p>
胆振	白老町	<p>国への新たな提案（骨子）については特に問題はないが、本町が、実際に提案2項目の「道道管理権限を委譲要望」することとなると、本町行政区域内における道道は延長が長く、維持管理業務を行うには、多大な経費が嵩むなど財政を圧迫する懸念がある。このことから、管理権限移譲には、それに担う財源移譲も必要不可欠と考察する。また、事務権限に伴う北海道権限移譲事務交付金算定にかかる明確な根拠をお示しいただきたい。</p>	<p>今回の提案は、道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能にするという趣旨であり、移譲延長等についても道と町村が十分に協議をして決定することとなります。</p> <p>道道管理の財源は、権限移譲交付金ではなく、地方交付税制度により、移譲される業務について、現在道に措置されている財源が、移譲を受けた町村に振り替えて措置されることとなります。</p>
日高	新ひだか町	<p>現在指定市以外の市で道道を管理している実態は殆ど無い状況の中、市より厳しい財政状況にある町村への権限移譲は現実的ではないと思われる。</p> <p>また、管理とはすべての道路法上の管理行為を指すとなっていることから、財源的、人的、事務的に煩雑になると想定される。</p> <p>仮に町村が管理することとなった場合、管理の優先順位としては、幹線道路の道道となり町道管理に支障ができる恐れがある。</p> <p>（問題点・課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費等に対し財源措置はあるのか ・主要幹線道路である道道を現在の道が委託している管理体制を敷けるか ・道路台帳の調整等、占用関係、通行の禁止制限など、道が所有している資料や機器で対応している業務はどうするのか 	<p>今回の提案は、道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能にするという趣旨であり、提案が実現した場合、権限移譲にあたっては、道と町村が十分に協議をすることとなります。</p> <p>道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、人件費も含め、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。</p> <p>また、人材の確保が困難な場合は、道と町村が協議して、道からの人的支援についても対応を検討します。</p> <p>ご指摘いただきました問題点や課題につきましては、具体的な事例に応じて、関係法令や国の制度に沿うほか、道としましては町村と十分に協議させていただきたいと考えております。</p>

【道道管理権限の町村への移譲（続き）】

支庁名	市町村名	意 見	意見に対する道の考え方
日高	浦河町	<p>町村間を結ぶ幹線道路である道道の管理状況が市町村ごとに異なることには問題があるので、従来どおり道で一元管理することが望ましい。</p> <p>また、町村内で完結する道道についても、町村が管理する場合の財源・人員の確保や管理体制の構築が必要となり、これらの課題の解決がなければ管理権限の移譲を受けることは難しい。</p> <p>各市町村の財政状況等は異なることから、道内一律の考え方及び町村への管理権限の移譲ありきでの提案は避けるべき。</p>	<p>今回の提案は、道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能にするという趣旨であり、提案が実現した場合、権限移譲にあたっては、道と町村が十分に協議をすることとなります。</p> <p>道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、人件費も含め、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。</p> <p>また、人材の確保が困難な場合は、道と町村が協議して、道からの人的支援についても対応を検討します。</p>
日高	様似町	<p>道州制を推進する上で、国から道州（都道府県）、道州から市町村へ権限を移譲していくことは必要と思われるが、現状では、厳しい財政状況の中で行財政改革を進めており、今後の基礎自治体の在り方や道の地域振興策等が具体的に示されていない中で、道州制へのビジョンは描けない状況にある。</p> <p>財政の厳しさは、町道の維持・管理においても、住民のニーズに満足に応えられない状況であり、町道の道道昇格への要望はあっても、道道の管理を受け入れられる状況ではない。</p> <p>本答申により、すぐに一律移譲していくことではないことは理解できるが、受け入れ町村の体制づくりを最優先すべきと考える。</p>	<p>今回の提案は、道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能にするという趣旨であり、提案が実現した場合、権限移譲にあたっては、道と町村が十分に協議をすることとなります。</p> <p>道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、人件費も含め、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。</p> <p>また、人材の確保が困難な場合は、道と町村が協議して、道からの人的支援についても対応を検討します。</p>
十勝	帯広市	<p>地域の道路の整備、維持管理において、幹線道路は主に北海道が担い、生活道路は市町村が担うなど、それぞれの主体による役割分担の中で地域の道路行政が進められている。</p> <p>道路は住民が利用する重要なライフラインであることから、道路の効率的な維持管理は住民サービスの向上につながると理解するが、厳しい財政環境にある道内市町村において、道道の維持管理を行うためには多くの課題がある。</p> <p>今回の提案を有効に機能させるためには、必要な財源、技術、機材等が確保されることが前提であり、また、実施にあたっては、市町村との十分な協議が必要と考える。</p>	<p>今回の提案は、道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能にするという趣旨であり、提案が実現した場合、権限移譲にあたっては、道と町村が十分に協議をすることとなります。</p> <p>道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、人件費も含め、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。</p> <p>また、人材の確保が困難な場合は、道と町村が協議して、道からの人的支援についても対応を検討します。</p>

【道道管理権限の町村への移譲（続き）】

支庁名	市町村名	意 見	意見に対する道の考え方
十勝	本別町	維持管理に関し移譲要望を行う町村のため、維持管理ができる環境づくりという面では異論は無いが、将来的に運用がかなった場合には、町村それぞれの実情があるため、移譲ありきとならないような措置として頂きたい。	今回の提案は、道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能にするという趣旨であり、提案が実現した場合、権限移譲にあたっては、道と町村が十分に協議をすることとなります。

【福祉輸送サービスに係る規制緩和】

支庁名	市町村名	意 見	意見に対する道の考え方
空知	秩父別町	要介護者や身体障害者等の会員に限定して運用され、発地又は着地の制約がある。「発地又は着地の制約」を解除しても運送業者の競合が激化しないと思われるので、これを解除してもよいと思う。	本提案により身体障害者などの移動制約者の利便性向上につながっていくものと期待しております。
釧路	釧路町	広域分散型の地域構造のもと、圏域的視野に立ち広域連携等による行政サービスの展開が望まれる本道の特性から、福祉運送サービスに係る規制緩和は望ましい。なお、地域を支える当該公益活動の事業展開に支障となっている以下の緩和を願いたい。 国土交通大臣が行う登録に必須な「国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習」又は「ケア輸送サービス従事者研修」講習の開催頻度が年1回程度であり、開催地（東京・札幌）が限定されていることから公安委員会管内での開催を願う。	広域分散型の地域構造の中、高齢化が進む本道において、隣町の病院から他地域の大病院への移動を必要とする地域住民がいる実情を踏まえ、本提案によりそのような地域住民に対する福祉移送サービスの向上につながっていくものと期待しております。 なお、ご意見を頂きました講習の開催につきましては、「北海道移送・移動サービス連絡会」など国が認定した団体が道内各地で開催しているところですが、制度の運用面の問題につきましては、引き続き関係機関と協力しながら検討し、向上に努めて参りたいと考えております。

【コミュニティハウスの制度創設】

支庁名	市町村名	意 見	意見に対する道の考え方
石狩	札幌市	社会福祉法の中に位置づけようとしている「コミュニティハウス事業」が概念的であり、同法にどのように定義づけられ、規定されようとしているのか、また、どのように実際に運営されようとしているのか不明確であるため、このたびの「コミュニティハウスの制度創設」の提案が認められた際に、本市にどのような影響が具体的に及ぶことになるか、現時点では検証すること	既存の福祉サービスの利用者から出る意見には、従来の利用者（対象者）を限定した縦割りの福祉では制度を活用できない人が出る、建物の基準やスタッフの配置基準など国が画一的に法で定めた基準に利用者が合わせざるを得ず、制度はあるが不自由で使いにくい、さらに、サービスを供給する側と受ける側が二分され一方通行的な関係になっていることがあります。

【コミュニティハウスの制度創設（続き）】

支庁名	市町村名	意 見	意見に対する道の考え方
石狩	札幌市 (続き)	ができない。 したがって、ご提案の内容を検討するに当たり、社会福祉法上におけるコミュニティハウス事業の規定内容など、制度をより具体的にお示しいただきたい。	本提案は、こうした福祉の現場の方々の参加により、新しい福祉のかたちとして検討を重ね、道といたしましては、利用者が限定されずサービスを必要としている人が利用できる（福祉のユニバーサル化）、利用者が一方的にサービスを受けるだけでなく、他の利用者のために活躍できる（循環型福祉）ことを目的とした福祉制度の実現に向けて、この制度を設計したところです。 コミュニティハウスに関する具体的なサービス内容やサービスなどのあり方は、利用する人、設置される地域実情、設置する人等が様々であることから、国はガイドラインを示すにとどめ、具体的な事業の組み立ては、地域の実情にあわせて組み立てができるようにするという柔軟性の高い制度を考えております。
空知	秩父別町	年代層の違いや生活環境の違う様々な人間が、当該施設を利用することになる。認知・普及以外にも、ある程度の指針を示した方が、運営にあたり問題が生じないと思われ、社会福祉法等に位置づけることが必要である。	
胆振	室蘭市	社会福祉事業については、何らかの法において認可、届出等の規定があるが、当提案内容には、どの行政主体が認可等を行うのか示されていないため、当該事業（又は施設の設置）の認可等を提案者である北海道が行うことを明記すべきではないか。	社会福祉法人の所管庁は知事等とされています。 社会福祉法上にコミュニティハウスを位置づけることについては、社会福祉法人化が可能になるメリットは重要ですが、同法上にコミュニティハウスが定義されることで、北海道の地域で生まれた福祉の新しい形が法的に確固なものとして位置づけられ、社会的に認知され一般的に普及していくことがより重要であると考えております。 また、コミュニティハウスのサービスの水準を保証するため、第三者評価の実施や関係者の連携促進などが必要であると考えております。
釧路	標茶町	特定広域団体として、北海道が提案することに反対はしないが、自由な発想の運営を目指すのなら「法」に規定されないほうが縛りが少ないのでないか。法に規定するメリットが感じられないが、ガイドラインが必要なのであれば、北海道条例で足りるのではないか。	
釧路	釧路町	地域の実態に即した柔軟かつ多様な住まい方への提案であり、地域ニーズも想定できることから、第2種社会福祉事業への位置づけに異論はないが、利用者のQOLが適切に保たれるよう、設置・運営等の基準設定には慎重な対応を望みたい。 コミュニティハウスには、多様な方々への居住をコーディネートし、利用者・入居者の尊厳を大切にしたサービス提供体制が求められることから、運営の主体となる社会福祉法人の育成、人材の確保と教育が今後の課題と考える。 なお、本制度の創設にあたっては、北海道自らが実証実験的モデル事業の展開と検	釧路市内の関係者が中心となり、北海道も参加して実施したコミュニティハウスに係るモデル形成事業につきましては、同制度に関する道内外の理解促進のためPRに努めて参りたいと考えております。

【コミュニティハウスの制度創設（続き）】

支庁名	市町村名	意 見	意見に対する道の考え方
釧路	釧路町 (続き)	証の徹底を図り、充分な議論のもとでゆるぎない制度構築を求めたい。	
釧路	釧路市	コミュニティハウスの制度創設については、当市が実施した平成19年度生活保護受給者自立支援プログラムの一部事業を当該施設に事業委託している経緯からみても、成果が得られており、福祉の効用はあるものと考えられる。	本提案が、地域主権型社会に相応しい、住民・利用者本意の福祉の実現に資するものと期待しております。

【指定都市等の要件設定権限の移譲】

支庁名	市町村名	意 見	意見に対する道の考え方
後志	ニセコ町	<p>提案項目5「指定都市等の要件設定権限の移譲」について、現状での提案には反対である。</p> <p>この提案の背後には、道州制下における将来の基礎自治体像をどのようにしていくかという議論が残されているが、市町村を巻き込んだ議論は何も進んでいない。そのような中での本提案は、これまでの道のスタンスを考えると、市町村合併も含め人口規模拡大を前提とした都市への権限集中が基本となってしまう恐れが大きい。また、基礎自治体の権限や将来像については、人口規模以外にも多様な要素を考慮すべきであり、本提案がそこまでを想定しているものとも思えない。</p> <p>以上のことから、北海道における基礎自治体像の議論を先行すべきであり、その上で真に必要な制度提案を行っていくべきである。</p>	<p>現行制度では、指定都市から一般市までの要件を国が全国一律に定めているため、本提案は、道州制における国と道州の役割分担を念頭に、基礎自治体の制度設計は道州と基礎自治体が十分に協議しながら行うべきであるとの考えから、その設定権限を北海道に移し、自由度を拡大することを求めるものです。</p> <p>本提案が実現すると、北海道においては、道外と違った独自の制度設計が可能となりますので、道州制下における基礎自治体のあり方を市町村や道民の皆様とともに検討する際にも、その検討結果を具体的に反映させる方策が一定程度担保されることになり、より現実味を持った検討が可能になるものと考えています。</p> <p>また、指定都市等への指定は、あくまで当該市町村の希望に応じてなされるものであり、市町村にとっては選択肢が広がるものであると考えています。</p>
上川	占冠村	指定都市の要件を緩和しても、広大な面積に少ない人口であれば効率的とは限らないのではないか。どのような可能性があるのか、権限と財源の具体的な数字など利点や課題を市町村に示し理解を得てから提案すべきではないか。	<p>財源につきましては、事務事業の実施主体が移れば、その実施に必要な財源も連動して移ることが当然であり、本提案によって、個々の事務事業と財源の結びつきに変動が生ずるとは考えていません。新たに指定都市等になる場合、道からの法定移譲に伴って、現在道に措置されている地方交付税等の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、当該市に振り替えて措置されるべきものと考えており、この点についても、国に対してしっかりと申入れて参りたいと考えています。</p>
胆振	室蘭市	道州制を展望する上では、北海道がすべきことと市町村がすべきことを整理し、それぞれの役割、道民生活の影響などについて十分な議論が必要である 当提案を行うに当たっては、北海道、指	

【指定都市等の要件設定権限の移譲（続き）】

支庁名	市町村名	意 見	意見に対する道の考え方
胆振	室蘭市 (続き)	定都市、中核市等のほか、基礎自治体の役割分担をより具体的に道民に示すとともに、財源移譲の考え方についても合わせて示す必要があると考える。	
空知	南幌町	<p>指定要件を市町村と協議しながら制度設計できるのであれば、「指定都市」の概念がなくなる。47都道府県で多様な指定都市が生まれ、指定の意味がそもそも国的に必要なくなる。指定都市が持つ業務を他の市町村でも出来るようにするのであれば、意味が違うのではないか</p> <p>例えば「結核の予防に関する事務」を一般市でも出来るようにしたいのであれば、「指定都市等の業務の権限の北海道権限への移行」であり、指定都市の指定権限を北海道に移譲するのとは違うのではないか。</p> <p>国（中央政府）と政令指定市（地方政府）との業務契約関係、北海道（広域地方政府）と政令指定市（地方政府）との業務契約関係が法的にあってしかるべきと考える。</p>	<p>今回の提案は、指定都市等の要件設定は道が行うものの、指定の手続は、これまで同様、国が行うことと想定しています。</p> <p>なお、道州制特区推進法に基づく提案の効果は、特定広域団体である道に適用されることを原則としており、直ちに全国的に多様な指定都市が生まれるものではないと考えております。</p>
空知	滝川市	指定都市等の要件設定を知事に移譲し、市町村の権限強化を行う場合は、移譲される事務権限と併せて財源もセットで移譲すべきである。そのため、特例市にまで認められている地方交付税の算定上所要の措置を始め、新たに市になる基礎自治体への財源措置も検討していただきたい。	指定都市等に移譲される権限の多くは、現在、道が処理しているものであり、権限移譲に伴って、現在道に措置されている地方交付税等の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、当該市に振り替えて措置されるべきものと考えており、この点についても、国に対してしっかりと申入れて参りたいと考えています。

【その他、複数の提案に関するここと】

支庁名	市町村名	意 見	意見に対する道の考え方
後志	蘭越町	<p>道州制の大きなメリットである二重行政の解消においては、国、道、市町村の役割分担を整理するものとして今回提案されている2つの事項について、望ましいと考えます。道の置かれている厳しい財政状況の現状は理解しますが、事務処理がスピーディーになり道民の利便性が向上する特別区域の推進は歓迎されるものですから、道民の立場に立った思いきった特別区域の提案を望むものです。また、今回の提案により、道民がどのような利益を受けることになるのか説明責任を果たしていただきたいと考えます。</p>	<p>道州制特区は、地域のことは地域で決める地域主権型社会にふさわしい自治の仕組みである道州制の実現を目指した取り組みであり、将来の道州制を展望して、先行的、モデル的に、国からの権限や財源の移譲などを積み重ね、その効果や意義を道民や国民の皆様に実感していただくことにより、道州制に向けた理解や議論を深めていこうとするものです。</p> <p>今回の提案は、道州よりも、より住民に近い基礎自治体である市町村が強化され、大きな役割・権限を担えるようになること、さらに、地域課題の解決や地域の活性化に向けた議論、取り組みの主体を出来る限り地域住民に近づけていくことが重要であるとの観点から、提案を行うものです。</p> <p>道としては、引き続き、道州制特区制度の積極的な活用に努めて参りたいと考えておりますので、貴町からも積極的なご提案を頂ければ幸いです。</p>

【合計】

35市町村	その他145市町村は意見なし
-------	----------------